

第 14 回スマートメーター制度検討会

平成 26 年 3 月 17 日 (月)

経済産業省本館 地下 2 階講堂

○片岡課長

それでは定刻となりましたので、ただいまから、「第 14 回スマートメーター制度検討会」を開催いたします。本日は御多忙のところ、委員及びオブザーバーの皆様におかれましては、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、座長の林先生が体調不良のため急遽御欠席となりまして、座長の御指名により、梅嶋委員に座長代理をお願いしております。

続きまして、前回から委員の交代がありましたので、新たに参加される委員を御紹介いたします。一般社団法人全国 LP ガス協会の難波良二委員でございます。

また、本日御欠席された委員・オブザーバーの代理で御出席の方を御紹介させていただきます。中部電力の渡邊委員に代わりまして、藤田様、NTT の篠原オブザーバーに代わりまして、千葉様、のお二方に代理として御出席いただいております。

それでは、以降の議事進行を梅嶋先生をお願いいたします。

○梅嶋座長代理

本日、急遽、座長代理を拝命いたしました梅嶋でございます。今回は、今年度のスマートメーター制度検討会の議論の取りまとめとなるものですので、是非とも活発な御議論をよろしく願います。

それでは、さっそく議事に移りたいと思います。まずは、事務局より配布資料の確認をお願いいたします。

○片岡課長

配布資料の確認をさせていただきます。

資料 1「議事次第」、資料 2「委員名簿」、資料 3「スマートメーターの導入促進に伴う課題と対応(案)」、これが今回の事務局説明資料になります。続きまして、資料 4「これまでの検討会での御指摘と資料への反映」、資料 5「HEMS を通じて取得した電力利用データを利活用した新ビジネスの創出の検討について」、資料 6「スマートメーターと HEMS との相互接続認証に関する体制の確立について(報告)」、資料 7「高圧スマートメーター B ルートに関する検討結果(中間とりまとめ)」、資料 8 が関西電力さんに提出いただきました「スマートメーターに関する取組み(関西電力提出資料)」ということでございます。最後に、参考 1 としまして、「各社の RFP 等実施状況」をまとめております。

不足がございましたら事務局までお申し付け下さい。

○梅嶋座長代理

ありがとうございました。

それでは、「議題(1)、スマートメーター導入促進に伴う課題と対応について」に入りたい

と思います。前回・前々回の検討会において、委員・オブザーバーの皆様から御指摘いただいた事項などを踏まえ、事務局にて、論点の整理をしていただきました。

まずは、資料 3「スマートメーターの導入促進に伴う課題と対応（案）」について、事務局より御説明いただきます。よろしくお願いたします。

○片岡課長

それでは、資料 3 を御覧いただければと思います。目次がありますけれども、「(1) 各電力会社の導入計画及び調達実施計画」、「(2) 導入・活用促進のための環境整備」の二つのパートに分かれております。

1 枚めくっていただきまして、その全体像でございますけれども、前回の制度検討会における御指摘等を踏まえまして、スマートメーターの導入計画と、導入・活用促進のための環境整備の二つに整理をしております。

3 ページには、参考としまして、エネルギー基本計画の政府原案ということですが、そのスマートメーターに関連する細部を記載させていただいております。

5 ページになりますけれども、各電力会社による導入状況および調達実施状況についてあります。まず、下の方、各社導入計画の概要でありますけれども、全ての電力会社は、HEMS 等の設置に伴いスマートメーターの設置を希望する需要家、あるいは、小売全面自由化後、小売電気事業者の切替を希望する需要家に対しては、スマートメーターへの交換を遅滞なく行うことを昨年表明しております。さらに、スマートメーター導入効果の早期実現への強い期待を受けまして、各電力会社において、計画の詳細について検討を実施していただきました。その結果、検定有効期間（10 年）満了に伴うメーター取替に合わせ、10 年かけて設置する計画を見直し、導入完了時期を以下のとおり前倒した計画とすることを決定しております。

次のページをめくっていただきますと、各社の導入計画でございますけれども、線表がございまして、これは前々回の第 12 回のスマートメーター制度検討会で各社が表明した導入完了年度でございますけれども、それが黒い三角の印の方に前倒しされているということで、各社 1 年から数年程度前倒しということでございます。従いまして、沖縄電力におきましては平成 36 年でございますけれども、それ以外につきましては、35 年よりも前に前倒しをされているということでございます。

7 ページになりますけれども、低圧スマートメーターから得られる情報の提供開始時期ということで、A ルート・B ルート、こういった形で提供をしていくかということの説明しております。若干、条件等の説明がございまして、詳細に関しまして補足のところで書いてございます。各社ともに、HEMS 等に対して円滑にリアルタイムでの情報提供をするというような対応をして進めておられます。需要家からの個別要望に応じたスマートメーター設置については、小売全面自由化よりも前になる予定になりますけれども、B ルート対応開始時期以降に可能になってくるということでございます。それから、「全供給エリア対応開始」でありますけれども、これはサービス提供を本格開始する時期であり、申込受付は

サービス提供の開始よりも前に余裕をもって開始できるよう、各社において計画の詳細について検討を行うということになってございます。これは前回御指摘がございました。

続きまして 8 ページでございますけれども、通信接続率でございます。スマートメーターインフラの活用の観点からは、なるべく接続率について高い目標を設定することが望ましいが、過度に高い目標を設定した場合、追加コストが際限なく増加するリスクがあり、導入スケジュールの遅延や託送料金の高騰を招くおそれがある。それから、RFP を経た後、電力会社が通信インテグレータと締結する SLA (Service Level Agreement) における目標値が、guarantee なのか、best effort なのかによっても、コストが変わってくるということでございます。従いまして、各電力会社におかれましては、設備の状況等も踏まえつつ、コストベネフィットの観点から、適当な目標値を設定した上で入札を行い、その結果を踏まえて、最も適切な目標値を採用することが適当ではないかということでございます。

また 9 ページになりますけれども、低圧スマートメーターから得られる情報の小売事業者等への提供開始時期、いわゆる C ルートでございます。これにつきまして新しく記載しておりますけれども、スマートメーターから得られる情報を、託送料金等の算定、あるいは Web による電気の使用状況の「見える化」等のサービス提供などに活用するためには、一般送配電事業者から小売電気事業者等への情報提供を円滑に行う仕組みを構築する必要があります。各電力会社は、送配電部門がスマートメーターの A ルート経由で入手した使用電力量等の情報につきまして、平成 28 年 4 月までには小売電気事業者へのデータ提供を開始できるよう、計画の詳細について検討を進めていただいております。今後の検討にあたっての留意事項等は、のちほど、「(2) 導入・活用促進のための環境整備」において記載しております。

次のページでありますけれども、調達の実施状況であります。スマートメーター本体の調達にあたっては、仕様を公開した上で、一般競争入札を行う予定であることを、全ての電力会社が表明済みであります。通信方式の決定、あるいは関連するシステムの調達につきましても、RFP の実施は不可欠であるということで、ここに記載されていますように、各電力会社にて RFP を実施するというようになっております。

他方で 11 ページでありますけれども、これは前回から変えておりませんが、仕様につきまして、基本的要件は本検討会でユーザー毎にとりまとめていただいております。また B ルートにつきましては、スマートハウス標準化検討会あるいはスマートハウス・ビル標準・事業促進検討会におきまして、様々な検討を行っております。従いまして、メーターとしましては、現時点では、必要な標準化は行われていると考えられることから、今後は、各電力会社が、オープンな形で実質的な競争のある入札を実現することにより、効率的な調達を行うことが重要ではないか、ということでございます。また、通信方式の選択あるいは通信接続率の設定、関連するシステムの仕様については、需要密度などに応じて地域ごとの設備の状況等も異なるため、何が最適かは一律に決まるものではなく、各電力会社において、オープンで実質的な競争のある調達プロセスとしての RFP を実施することにより、

外部の知見や各事業者の既存インフラ等を最大限活用した仕様提案を受け、適正品質とコストのバランスが取れたスマートメーターインフラの実現を目指すべきだというふうにまとめております。

12 ページは、各電力会社が RFP を実施するにあたって留意すべき事項ということで、上の方で、例えば以下のような事項が考えられるとして、オープンで実質的な競争のあるプロセスの実施、システムの相互接続性の確保、システムの柔軟な機能拡張性の確保などを記載しております。下の方は、電気料金審査の過程で指摘された事項としまして、応募スケジュールの余裕でありますとか、審査体制における第三者のチェックでありますとか、あるいは、仕様が恣意的で特定の個社のみが応募できるような形になっていないか、あるいは明記のない基準で技術審査を行ったりしていないか、等々の指摘がされております。料金算定プロセスにおきましては、こうした条件を満たしているかを含め、調達プロセスが適正に行われたかどうかを丁寧に確認した上で、落札価格を適正な原価とみなすことが適当と考えてよいのではないかとということでもあります。スマートメーター制度検討会におきましても、電力会社のスマートメーター及び関連システムの構築が適切に行われているかどうか、今後も定期的にフォローアップしていくということが重要ではないかということでございます。

各電力会社の RFP 実施状況につきましては、ここで記載させていただいておりますが、詳細につきましては、先程申し上げました参考資料の 1 ということで各社とりまとめておりますので、参照していただければと思います。

続きまして二つ目のパートになりますけれども、「(2) 導入・活用促進のための環境整理」ということでございます。

まず、導入と活用の促進のための環境整備でございますけれども、15 ページからでございますが、「(ア) メーターの検定手数料の更なる見直し」ということで、これは前回検討会の段階で、平成 24 年 7 月に、スマートメーターの検定料は、ある程度下がっております。この度、さらに検定試験の効率化を図るということで、平成 26 年下期までに、現在の 370 円から 240 円程度へと再値下げを検討するということでございます。他方で、機械式メーターにつきましては、将来的には稼働率が低下するというので、値上げする方向で検討するということでございます。

また 16 ページでございますけれども、「(イ) 電波利用料の見直し」につきましては、今般、総務省から電波法の改正案が国会に提出されております。この中で、スマートメーターや、M2M 等の無線システムに対する料額の見直しも行われておりまして、携帯電話等を利用するスマートメーターや、M2M 等の無線システムに係る電波利用料については、上限額を設定し、一定数以上、端末が増加しても、追加負担を求めないというふうな法律の改正が、国会に提出されているということでございます。

17 ページの「(ウ) 生産性向上設備投資促進減税の新設」でありますけれども、先般成立いたしました産業競争力強化法におきまして、「先端設備」あるいは「生産ラインやオペレ

ーションの改善に資する設備」を導入する際の税制措置を新設しております。それから、「(エ) スマートメーターに関する消費者への啓発活動」ということで、これは前回にもテーマがありますけれども、スマートメーターの導入によりまして、消費者にとってどのようなメリットがあるのか、あるいはどのような新しいサービスが実現されていくのかなどにつきまして、経済産業省、電力会社及び関係事業者において、積極的な情報発信を行っていきます。また、導入を望まない需要家への対応につきましても、海外事例を踏まえまして、必要に応じて今後検討していくということでございます。「(オ) 電力会社（送配電事業者）以外の主体によるスマートメーターの設置に関する検討」でございまして、これは前回のテーマでもございますけれども、現在は、電力会社と需要家の取引用に用いる電力量計は、約款（供給約款・託送約款）に基づきまして、電力会社の送配電部門が設置しております。今後、需要家の選択肢及び新規参入者によるサービス提供範囲の拡大という観点からは、電力会社（一般送配電事業者）以外の主体によるスマートメーターの設置のニーズがありうるとしております。従いまして、電力会社（一般送配電事業者）以外の主体によるスマートメーターの設置において検討すべき課題について、今後精査を行うということでございます。

次のページでございますけれども、活用促進のための環境整備ということでございます。平成23年のスマートメーター制度検討会で整理された内容でありますので省略いたします。

19ページであります。活用促進のための環境整備といたしまして、(ア) Bルートから提供されるもの、それから後続の22ページになりますけれども(イ) Aルートから提供されるものと、ルート毎に整理をしております。

まず、Bルートから提供される情報の取扱いに関する検討でございますけれども、四角の中に記載しておりますように、Bルートについては、仕様の標準化や運用ガイドラインの策定が完了しており、Bルートから得られる電力等使用情報を用いた取引・証明が可能であることも前回検討会で確認をいたしております。また、今年の9月以降、特に東京電力で低圧におけるスマートメーターBルートの一部対応が開始される予定であることから、サービス開始に向けた詳細の詰めを引き続き進めるということでございます。また、高圧スマートメーターBルートについて、今年3月の中間とりまとめを踏まえまして、早期対応に向けて、引き続き、詳細の詰めを進めるということでございます。

「(i) Bルートから得られる電力等使用情報を用いた取引・証明」については、申し訳ございませんけれども、省略いたします。

続きまして20ページでございますが、「(ii) スマートメーターとHEMSとの相互接続認証」ということでございます。これにつきましては、エコーネットコンソーシアムにて決定済みでございます。詳細は資料6になっております。のちほど梅嶋先生から、簡単にご説明いただくことを考えております。各電力各社が導入するスマートメーターにつきましましては、Bルートの運用ガイドライン及び各通信方式に係るアライアンスやエコーネットコンソーシアムにて規定される仕様により、HEMSとの相互接続を確保することとして

おります。このメーターと HEMS の間の機器接続認証につきましては、第三者認証機関、現在では神奈川工科大学内に設置されております HEMS 認証支援センターですけれども、第三者認証を行うことを決定しております。

続きまして「(iii) HEMS を通じて取得した電力利用データを利活用した新サービス及び新ビジネスの創出」でございます。これにつきましては、のちほど利用データの観点から資料を用いて説明させていただきたいと思っておりますけれども、スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会におきまして、電力利用データの利活用に当たってのシステムのインターフェース標準化、プライバシー上の取扱いルール等を今後検討する予定でございます。その前段としまして、A ルート・B ルートについてのユースケースを整理済みでございます。あわせて、平成 26 年度から、「大規模 HEMS 情報基盤整備事業」において、1 万世帯程度に HEMS を導入し、これをクラウド管理する情報基盤のシステムを構築する予定でございます。

それから、21 ページでございますけれども、「(iv) 高圧スマートメーターB ルートの標準化 (デジタル I/F)」であります。これも資料があるので、のちほど梅嶋先生から詳細をご説明させていただきたいと考えております。スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会 スマートメーターTF のメンバーを中心に検討いただきました。実装の早期化の観点から、現有的高圧計器が保有する計測諸量を電文で提供することを前提に、まずは、提供するデータ項目、通信プロトコル、伝送メディアについての検討を実務者レベルで実施していきます。詳細内容はのちほど説明がありますので、割愛いたします。

最後に 22 ページになりますけれども、「(ア) A ルートを経由して C ルートで提供される情報の取扱いに関する検討」であります。これにつきましては、小売電気事業者間の競争や様々な新サービスの展開が阻害されたり、消費者の利便性が損なわれたりすることのないよう、今後、電力システム改革の詳細設計の中で、経済産業省において、小売全面自由化が行われるまでに、具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。各電力会社におけるスマートメーター関連システムの構築におきましても、当該検討結果を最小限のコストで速やかにとりこめるよう、システムの相互接続性・柔軟な機能拡張性の確保に留意する必要があるということでございます。

具体的には、「電力システム改革の詳細設計における検討の方向性」にありますけれども、スイッチングの手続きの効率化・簡素化、同時同量制度の見直し、一般送配電事業者から小売電気事業者等への情報の提供ルールの整理、等々につきましては、電力システム改革の制度設計ワーキンググループを開催する予定にしておりますけれども、そこで検討していきたいということでございます。

以上のように、全体としましては、各電力会社の導入計画、あるいは調達の予定といったものをまとめたパート、それから制度その他の環境整備といたしまして料金等の環境整備あるいは情報等の環境整備をまとめたパート、それから、今年度は 3 回目ですけれども、スマートメーター制度検討会でのとりまとめとして、整理を行ったということでございます。

す。よろしく申し上げます。以上です。

○梅嶋座長代理

ありがとうございました。只今、御説明いただきました内容に関連いたしまして、いくつか詳細の資料を御提出いただいておりますので、その御説明をいただいてから、内容に関する議論に移りたいと存じます。

それでは、まず、資料 5「HEMS を通じて取得した電力利用データを利活用した新ビジネスの創出の検討について」につきまして、情報経済課より御説明いただきます。よろしくお願いたします。

○佐脇情報経済課長

ありがとうございます。情報経済課長の佐脇でございます。今ほど片岡電力市場整備課長から説明があった資料で触れられておりましたけれども、活用促進の環境整備、とりわけ B ルート情報の活用という観点から、資料等を使いまして簡単に私どもが検討中の事項について御説明したいと思います。

私ども情報経済課は、資源エネルギー庁と協力しながら、エネマネシステム、エネマネの担い手であるアグリゲーターというビジネスを育成するための環境整備をおこなう担当でございますけれども、特にエネマネの導入がなかなか難しい各御家庭のエネマネにつきまして、B ルートの活用も含めてひとつの事業を今検討中でございます。この上の絵の中に HEMS とございますけれども、現在 HEMS がここに書いてありますような仕様の機器、その他諸々の機器につきまして、「ECONET Lite (エコーネットライト)」という規格に基づき接続できるようになってございますし、当然スマートメーターの B ルートも、この仕様に準拠しています。これらは一義的にはエネマネのためにお使いいただくということでございますけれども、こういった情報は様々な活用の形態がございまして、それを使った新しいビジネスを支援したい。例えばアグリゲーターの皆様方が新ビジネスを展開されることによって、ますますエネマネ、あるいは HEMS が民間の自立的な活動によって普及できるような、経済性がある状況に変わっていく、更には新しいイノベーションのベースになるのではないかと、そんな狙いから現在検討しているところでございます。

HEMS に集まります様々な情報、電力の使用の状況、HEMS 全体の状況を、同意が得られればでございますが、HEMS に接続している様々な機器の挙動についてのデータも蓄積され、場合によってはクラウド上に発信されることになるのでございます。それを使いますと、ここに書いてありますような、そのデータを使った新しいサービスを行う皆様方にご参加いただいて、こういった事業を展開できるということでございます。見守りサービスでありますとか、機器メンテナンスサービスでありますとか、さまざま書いてございますけれども、ひとつのミソは、エネマネのために導入する HEMS に収集されるデータを多目的利用するというので、それぞれのサービス固有の投資はあえて必要がないということでございますので、むしろ政府の方で心砕いておりますのは、こういったデータをいかに御家庭にとって安心して、必要なサービスプロバイダだけに必要な範囲の情報を円滑に

提供できるようにするかということだと思っております。

次のページをめくっていただきまして、右側でございますけれども、現在、国会に提出する予算案の中に、新しい事業として含ませていただいておりますのは、こういった HEMS を使った新しい事業を、経済性のある形で実現できるかどうかということを検証するために、1万世帯に HEMS を実装していただくということを検討いたしまして、その HEMS からのデータをクラウドにあげて、それをサービスプロバイダに提供し、そこから様々なサービスが提供される、そういう循環をするためのプラットフォーム作りというものを、HEMS を使ってやってみたいということをごさいますて、国会で予算が成立しました暁には、このプラットフォーム作りを行うためのフォーメーションを作ろうと思っております。

電力の事業について申しますと、今後、電力小売の事業化ということが予定されてございますけれども、私どもは色々な立場から、事業に参入するプレイヤーの多様化が、消費生活が充実する、あるいは、経済の発展に寄与していくのではないかと思っておりますので、この新しいプレイヤーが様々な形で参入するための一つのベースとして活用することも念頭におきながら展開させるべく、現在計画中ということをごさいます。以上です。

○梅嶋座長代理

ありがとうございました。それでは続きまして、スマートメーターの B ルートに関しまして、HEMS との相互接続認証の体制整備や、高圧スマートメーター B ルートに関する検討などに関する進捗について、スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会副座長を拝命しております、私、梅嶋より、内容を簡単に御説明させていただきます。

資料 6 を御覧ください。スマートメーターとの HEMS との相互接続認証に関する体制に関してでございますけれども、平成 25 年 5 月のスマートハウス・ビル標準・事業促進検討会におきまして、基本方針を下記のように決定いたしました。それを受けまして、前々回のスマートメーター制度検討会でもこの方向性を御説明させていただいた上で、今回発表させていただくのは、具体的にどのような形で相互接続を行うのかということでございます。基本方針といたしましては、スマートメーターと HEMS の間の機器接続認証につきましては、B ルート運用ガイドラインを踏まえまして、第三者認証機関（現状では神奈川工科大学内に設置された HEMS 認証支援センター）において第三者認証を行うことを決定させていただきました。

次のページを御覧ください。裏をめくっていただきますと、ECHONET Lite スマートメーターの認証のフローがフロー図として設置されておりますけれども、一番大きな特色としては、相互接続を行いたいという申請者はこれをスマートメーター認証機関に実機として持ち込んでいただきます。そこで、実機の試験が行われまして、完全に ECHONET Lite を満たしている、そしてつながるということを確認された上で、認証が行われて、その機器がスマートメーターとして ECHONET Lite の対応機器であるということが認められるということになっておりまして、確実な認証、確実な相互接続ということが確認されると

いう第三者認証を設置いたしましたので、基本方針として御報告をさせていただきます。以上が資料 6 の説明でございます。

続きまして、資料 7 の説明をさせていただきます。資料 7 は、高圧スマートメーターB ルートに関する検討結果ということになっております。

背景につきましては、先般のスマートメーター制度検討会の方で報告させていただきましたが、25 年 6 月の閣議決定を受けまして、前回のスマートメーター制度検討会において、この高圧スマートメーターの B ルートに関するデジタルインターフェースの具備及び標準化について検討を行いまして、今年度中に結論を得るということに帰結いたしまして、それを踏まえて、タスクフォースで詳細な議論を行ってまいりました。本日のこの資料は、その検討結果の御報告ということになります。

次のページを御覧ください。高圧スマートメーターB ルートに関する検討結果（中間とりまとめ）概要ということでございます。大きな方向性としたしましては 3 点（検討の対象、検討結果①、検討結果②）ございまして、1 つは、今回の検討の対象が高圧計器（スマートメーター）に接続される通信端末とするということでございます。それを図示しましたのが右下の絵でございます。高圧計器から伝送データが送られ、そこに接続される通信端末を今回の検討対象といたしました。

検討結果①といたしましては、提供情報の確定でございます。早期実装を重視する視点から、提供する計器の計測諸量につきましては、現行仕様の計器が保有するデータを B ルート提供対象項目とさせていただきます。また、提供する電力量等の情報は、電力会社等と同じ取引証明に使用できるものとする定義させていただきます。低圧メーターと同様に、B ルートとして高圧メーターからでも取引証明に使えるということを確認させていただきます。

検討結果②といたしましては、通信プロトコル及び伝送メディアの確定でございます。通信プロトコルに関しましては、低圧と同じく ECHONET Lite を採用することとし、ネットワーク層につきましては、IP に準拠するということを確認させていただきました。通信メディアに関しましては、公知で標準なメディアを利用することとし、イーサネットを必須具備とすると技術的に確定させていただいたところでございます。

以上、細かな情報項目に関しましては、3 ページを御覧ください。これらの諸量をデータとして B ルートに提供するというように決めておりまして、現行のスマートメーターで技術的に提供可能な情報を基本的には全て提供するというような方向性を持って決めています。および、これらを、伝送メディアといたしましては、公知で標準なメディアにのって提供することが基本方針として決定させていただいたことでございます。

次のページを御覧ください。ここから先は、今後 ECHONET Lite がインターフェースとして決まりましたので、具体的にどのような形でプロパティを設定するのか、コマンドを設定するのかということに関しましては、検討を進めていくということでございます。

5 ページ目は、参考資料になっております。

6 ページ目を御覧ください。先程御説明させていただきましたけれども、高圧計器に新設される通信端末からは、使用電力量に関する情報として、「積算電力量計測値」・「係数」・「係数の倍率」等を出力する仕様ということにさせていただきたいと考えております。「積算電力量計測値」につきましては、計器に表示される値・桁数と同一のものを出力する形、共通の算出式を定義することで、計器における計測値の表示方式に依らず、使用電力量(kWh)が得られる形にしていきたいと考えております。

それらをイメージしたのが下の図でございまして、各電力会社におきまして、方式は異なりますけれども最終的には使用電力量の値としては、同じ値が得られるということを実現するべく、検討をした結果でございます。

最終ページ、8 ページでございまして、公知な標準メディアのプロトコルスタックの基本図ということでございます。低圧メーターとの基板の差異は、イーサネットを必須としていることによって、相互接続性を容易に実現することを支援することを、タスクフォースでの検討結果とさせていただきました。

○梅嶋座長代理

続きまして、前回の検討会で伊藤委員から御要望のありました、関西電力さんのスマートメーターに関する取組みにつきまして、資料 8 に基づきまして、関西電力の土井委員からご説明いただきたいと思っております。その説明をもちまして、議論に入らせていただきたいと思っております。土井委員、よろしく願いいたします。

○土井委員（関西電力株式会社）

関西電力の土井でございます。本日はこのような機会をいただきまして、厚く御礼申し上げます。当社はスマートメーターの導入を従来から積極的に進めてまいりましたが、導入過程で経験いたしました課題と対応につきまして、本日のように御紹介させていただくことで、今後各社で進められる導入の取組みの参考していただければ幸いです。それでは、発表に移らせていただきます。

1 ページでございます。本日御紹介させていただく内容は、①から③に示しました 3 点でございます。1 点目は、前回伊藤委員より御要望のありました、通信接続率の向上に向けた取組みでございます。以下順に御説明いたします。

2 ページ目を御覧ください。現在、当社は無線マルチホップの通信方式の装置を利用いたしまして、約 240 万台のスマートメーターを設置・運用しております。導入ステップでございますが、先行導入地域を選定いたしまして、導入拡大に伴う接続状況を都度評価しながら進めてまいりました。

左側の図でございまして、先行地域におけるスマートメーターの設置状況の一例でございます。現在、東大阪先行地域の導入率が約 6 割に達しております。ほぼ 100%の通信接続率を実現しております。先行導入地域では、3 割のメーターがスマートメーターに変わった時点でそれらのほとんどが通信できるようになります。なお、当社が採用してきました無線マルチホップと呼ばれる通信方式でございますが、昨年 6 月に国際標準技術として認証

されております。

右側のグラフでございますが、横軸にスマートメーターの導入率、縦軸に通信接続率をとりまして、通信の接続率がどうアップしてきたかを示したものでございます。実線のグラフは先行導入地域の全スマートメーターの通信接続率、点線グラフは当社の管内全域のスマートメーターを対象とした通信接続率の実績と将来の推移予想を表しております。導入拡大にあわせまして、通信接続率も順調にアップしてきたようには見えますけれども、この状態に至るまでには予期せぬ不具合が発生することもございます。これまで **Plan** から **Action** までの PDCA を回しながら接続率の改善や具体的な **Action** を進めてきたのでございます。不具合や接続率などは収束してきたものの現在も取組み中でございます。

次のページは実際現場で改善を図った具体的な取組み事例でございますが、本日は時間の都合上説明は割愛させていただきます。

4 ページでございますが、A ルート、これはインターネットを介した当社の見える化サービス、「はび e みる電」というものでございます。インターネットから無料で登録いただくことができるので、特別な機器がなくてもパソコンや携帯などから、手軽にいつでもどこでも、それまでの電気代あるいはご使用量を確認いただくことができるサービスとなっております。現在約 72 万件のお客様にご利用いただいております。すでにお客様からはとても節電に役に立っているなど、お褒めの声も頂戴しております。当社としましては、今後もお客様の省エネニーズにお応えできるよう「はび e みる電」を積極的に PR・啓発してまいりたいと考えておりますので、先程の資料にも消費者への啓発活動という項目もございましたが、検討会としましては、是非後押しをお願いしたいと思っております。

5 ページ目でございます。これは当社の B ルートに関する取組みでございます。当社は経済産業省の実施するプロジェクトに参加をいたしまして、平成 24 年 7 月から、電力会社としては初めてとなるスマートメーターの B ルート通信をお客様に提供する実証を進めてまいりました。お客様のタブレット端末には、B ルートを通じてタイムリーに 30 分毎の計量値を提供するとともに、デマンドレスポンス信号につきましては右側に記載しております通りインターネット回線を介して前日までにタブレットに価格情報などを配信する仕組みとしております。

昨年の夏までの実証結果につきましては、既にホームページ等で公表しておりますが、先月までのこの冬の最新の实証結果につきましては、現在とりまとめ中でございます。とりまとめができ次第公表させていただく予定でございます。

6 ページ目でございます。スマートメーターから得られるビッグデータを活用した配電設備形成の合理化に関する取組みでございます。これは私どもが高度経済成長期に建設した大量の配電設備が今後設備更新のタイミングを迎えるわけでございますが、今の仕様と全く同じものに取り換えるというわけではなく、スマートメーターから得られたデータを統計的に分析することによりまして、お客様の電気のご使用実態に即した設備や仕様の見直しが可能になるのではないかと、私はこれを「設備のスリム化」と呼んでおりますが、これ

によって得られた技術仕様を今後高まる配電システムのスマート化ニーズ等に活用していきたいと考えております。実際すでに当社ではスマートメーターから得られましたデータを活用しまして、引込線や変圧器などの設計基準を見直すことで、年間約 12 億円のコスト低減を実現しております。また、今後でございますが、設備形成だけではなく、配電システムの運用面の品質管理などにもスマートメーターのデータを活用できないか、大いにそういった活用の可能性があるのではないかと私どもは考えておりました、現在様々な観点からデータの活用策の社内検討を進めているところでございます。

以上、本日は当社の取組みについて、低圧分野を中心にご紹介させていただきました。

高圧分野につきましても、遠隔検針の設定に取り組んでおりますので、最後に口頭にはなりますがご紹介させていただきます。具体的には、平成 26 年 4 月、つまり来月から当社は本格的に高圧分野のスマートメーターにつきましても、遠隔検針化を進めることといたしました。その計画を本日プレス発表させていただいております。その中では本日前倒しをいたしました低圧の完了時期までに移行する全てのお客様についても原則としてスマートメーターを導入し、遠隔検針化を進めていこうとしております。

以上で説明を終わらせていただきますが、当社は、お客様サービスの向上、あるいは業務の効率化、そして効率的な設備形成に取り組むべく、また社会的ニーズの高まり等にお応えするべく、今後も着実にスマートメーターの導入・活用に努めてまいります。以上でございます。

○梅嶋座長代理

ありがとうございました。それでは、これから討論に入っていきたいと思っております。先ほど御説明いただきました資料 3 の「課題と対応（案）」の 1 ページ目を御覧ください。課題と対応に関する論点を、(1) 各電力会社の導入計画及び調達実施状況、(2) 導入・活用促進のための環境整備、の二つに整理していただいておりますので、まずは、こちらを一つのたたき台として、前半は導入計画や調達実施状況に関する事、後半は環境整備に関する事に分けて、議論を深めていただければと思います。もちろん資料以外の内容についての御指摘も積極的にお願いいたします。

それでは、まず、論点 1 つ目の、各電力会社の導入計画及び調達実施状況に関連して、御発言のあるかたは、手元にあるネームプレートを立てていただけますでしょうか。また、オブザーバーの皆様にも委員の皆様と同様、御発言いただくことができますので、よろしくお願いいたします。

では、辰巳委員、よろしくお願いいたします。

○辰巳委員

資料 3 の 6 ページの前後について、確認させて下さい。各電力会社さんのスマートメーターの導入の計画がすごく早まったということに関しては非常にいいことだと思っておりますけれども、前にも言ったかもしれませんが、自動検針率というものがよく理解できておりませんで、例えば、北海道電力さんや東北電力さんのように、最終的にスマー

トメーターが普及した時点で自動検針率が 90%以上になるという書き方は納得するのですが、例えば、東京電力さんのように 27 年から 32 年まで、どんどん増やしていこうという段階での自動検針率が 99%以上という数字がずっと並ぶということの意味が理解できない、ということです。このパーセンテージの分母はいったい何なのか。例えば東京電力さんの 27 年の時点で設置されたスマートメーターの数に対して自動検針率が変わるというのは変なので、あらためて御説明を伺いたいと思っております。

また、先程の関西電力さんの最後の御説明のところ、資料 8 の 2 ページで、通信接続率の向上という単語があり、この通信接続率は、自動検針率とは違うということですね。わかりにくいので、再度御説明いただきたいと思っております。

○片岡課長

8 ページに自動検針率の定義とあります、計算式が書いておりますけれども、要は、スマートメーターの設置における、分母はスマートメーターの台数、分子は自動検針可能なスマートメーターの数となっております。基本的には自動検針できるということと、接続するという事とはイコールだと考えております。

もし土井さんから補足があればお願いします。

○辰巳委員

わかりました。そうですね。そうすると、逆に言うと、どうして北海道や東北などが何も書かれていないのかが気になります。

○土井委員（関西電力株式会社）

関西電力の土井でございます。用語・項目・呼び方につきまして、まだ私の方で整理されておらず、先程私が使いましたのは、今おっしゃった自動検針率の意味でございます、それが 99%あるということでございます。

ただ、スマートメーターにつきまして、A ルート、B ルートといった、色々な要素、性能がありまして、それぞれ定義をして評価していくことになります。それは、逆にどう活用されていくかの検討や整理が必要になってくるかと思えます。

各社それぞれ今ご検討の段階でございます。私どもの検討につきましては、少なくとも、このたびの実証、例えば先程、集中エリアにつきまして先行エリアと申しましたけれども、こういうところで導入することについては一気に導入するのではなく、例えば 5%導入する、10%導入するなど、段階を経て、どのように通信が解明されているか、そのデータを積み重ねまして、こういった先行導入地域を、例えば街中の地域だけではなく、少し住宅のある所、あるいは住宅の密度が低いところ、こういったところを踏まえて、こういった実績から組み合わせ、これからの展開計画を考えた場合にどういうふうになるか、それを示したものです。そういった面では、これから導入される各社については、少しまだ整理して、向上していく余地があるのではないかと、思えます。ですから、あくまで今はまだその点は計画であるということです。我々についてはある程度それがあると思っております。そういったものを踏まえた今回の結果だと思っております。以上でございます。

○梅嶋座長代理

今、辰巳委員からご説明いただきました自動検針率に関する 6 ページの図表につきまして、年度毎の検針率の中で、数値が入っていらっしゃる会社さんと入っていらっしゃらない会社さんがあります。数値が入っていらっしゃらない北海道電力さん、東北電力さん、北陸電力さん、中国電力さん、四国電力さん、沖縄電力さんに、順番に、少しコメントおよび補足も含めまして、お話いただければと思います。

まずは、北海道電力さんからお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○高橋氏（北海道電力株式会社）

今、通信方式については実施中のごさいまして、前回の検討会でもお話ししましたとおり、北海道は広大な地域でございますので、適材適所がどういうふうになるかというのは、我々の知見だけではなくてあらゆる広い知見の中で、いい方式を採用させていただくところを今つめているところがございますので、その状況を見ながら最終年のところで適時 90%以上をめざしてやっていきたいという意味で、6 ページのところには 90%以上という形で、今のところ年度展開の方は、あるべきものをみながらやらせていただきたいというふうに思っております。

○梅嶋座長代理

ありがとうございます。同じ質問でございますけれども、東北電力さん、いかがでしょう。

○三浦氏（東北電力株式会社）

東北の三浦でございます。展開年度の中に自動検針率の記載がないということにつきまして、色々の電波環境の事情を踏まえると、最終年度で 90%は達成したいということでございます。もちろん途中途中におきましてできるだけ高い通信率を達成できるような通信方式を選択するつもりではございますけれども、現時点では最終年度を 90%以上ということで、決して 90%でおさええるという意味ではございませんので、よろしくご理解いただければと思います。

○梅嶋座長代理

ありがとうございます。続きまして同じ質問でございますけれども、北陸電力の高松オブザーバー、よろしく申し上げます。

○高松氏（北陸電力株式会社）

北陸電力の高松でございます。私どもはちょうど通信システムに関しては RFP を実施している最中のごさいまして、先程からお話に出ていますが、適材適所ということで、提案を受けております。RFP を行う時は、要求の仕様としましては最終年度で 99%以上ということをお願いしております。これにつきましては通信事業者さんに確認しましたところ、北陸のエリアの中で人が住んでいるところは基本的には携帯がつながるといったようなことをお聞きしたものですから、そういう目標値を設定させていただいたということでございます。

○梅嶋座長代理

ありがとうございます。同じ質問でございますけれども、中国電力のオブザーバーの天野さん、よろしく申し上げます。

○天野氏（中国電力株式会社）

中国電力でございます。当社についても、大体他の電力さんと同じ考えでございます。最終的には 90%以上という数値を掲げておりますけれども、これは当社の供給エリア内のメーターの設置場所と、携帯の通信エリアを照らし合わせた時に、大体 1 割程度は不感帯の地域になるのではないかなということで 90%以上という書き方を最終的にさせていただいています。途中については、これから RFP 等で提案が出てまいりますので、それを踏まえてさらに 90%以上というところを狙っていけるように考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○梅嶋座長代理

ありがとうございます。続きまして同じ質問でございますけれども、四国電力オブザーバーの田坂さん、よろしく申し上げます。

○田坂氏（四国電力株式会社）

四国電力も全く同じでございます。山間部の接続率が今一つ見えないところがあります。90%で終わりということではなくて、事業者として上げていくことで効率化につながっていきますので、上げていくように実態としてつけていながら接続率・自動検針率の向上をめざしていく、というそういう数値であるということでご了解いただけたらと思います。

○梅嶋座長代理

ありがとうございます。最後になりますけれども、沖縄電力のオブザーバーの方よろしく申し上げます。

○喜舎場氏（沖縄電力株式会社）

沖縄電力の喜舎場でございます。当社としても同様でございます。現場によって干渉により不具合もあると思われませんが、最終的に 90%以上の通信接続率をめざしたいというふうに考えております。以上でございます。

○梅嶋座長代理

ありがとうございました。委員の皆様、オブザーバーの皆様、ご質問およびご意見はありますか。どうぞ辰巳委員。

○辰巳委員

今のお話は、最終的なところでの 90%と 99%との違いをご説明いただいたのだと思うのですけれども、要はですね、皆様同じなのですけれども、例えば北海道さんだと、27 年からスタートして 35 年までの間、導入していくわけですね。導入していけば、必ず自動検針率が出てくるだろうと思うのです。つまり、導入計画の数値的な目標、例えば 27 年から 30 年までの間には、半分、半分までは行かないにしても、2 割なり 3 割なり行くという計

画を多分お立てになっていると思うのですね。そのように、例えば平成 30 年の終わりに全体の 3 割位いけるのだったら、その 3 割に関しては、例えば東京電力さん、関西電力さんなど皆さんがお書きになっているように、90%位は行くという、そういう感覚はないのかという質問だったのです。つまり、自動検針率の個所で「・・・」と書かれていて数字がないところについては、導入計画がどういうふうになっているかわからないというふうに思えてくるということです。

○片岡課長

今、皆さんから御説明があったのは、最終目標があって、途中については今まきに入札をこれから書いていく中で決まっていきますという説明だったと思うので、先行する他社はあるということかもしれませんけれども、これから決まっていくということではないかというふうに思います。あらかじめそれぞれ細かい目標ということではなくて、最終目標を決めた上で、また入札した結果、色々な提案が出てきて、コストとパフォーマンスを見ながら最終的に決まっていくということではないかと思います。

○梅嶋座長代理

では、松村委員、よろしくお願いいたします。

○松村委員

RFP について、北陸電力に質問です。参考 1 の資料、各社の RFP 等実施状況で出していたところの、9 ページの下段「調達にあたっては開発可能である取引先全てによる競争見積を実施し、」というのは、開発可能な会社全てにお願いして見積を出してもらったということでしょうか。あるいは、開発可能な企業の中で、今まで北陸電力が取引していた事業者全てということでしょうか。もし開発可能な全ての会社を思いつく限り全て挙げ見積もりを依頼したなら、おそらく膨大な数になると思いますから、そこで個社名を出したとしても経営情報にならないと思いますので、もし前者ということであれば、具体的なリストを開示できると思います。いかがでしょうか。

○高松氏（北陸電力株式会社）

ではお答えいたします。今先生がおっしゃった後者のことでございます。今まで開発実績があって、当社と取引がある会社さん全てに見積をお願いしたということでございます。

○松村委員

だとすれば、私は問題外だと思います。問題外だというのは、最低限これ位はやらなければいけないというのは当然のこととして、全く別の文脈で議論したときに、公正で競争的な調達のやり方としては不十分だということが散々言われていたそのやり方よりもっとひどいやり方に私には見えます。つまり問題あるとされた努力水準より更に低い努力水準です。これは競争的で透明な調達をした例として出されたのではなく、すごく駄目なやり方をしてしまったという反省として出てきたと受け止めさせていただきます。

いずれにせよ、このやり方でやったものを、公正で透明な入札を受けているからコストについては十分に低くなっている、と認めることはこの委員会でも別の委員会でもない

思います。いずれにせよ、これに関しては、きちんと実施した例とは決してみなさないようにお願いします。

中部電力について、事務局の資料にも参考資料にも出ていますが、料金審査の過程で、一定の努力は認められるけれども、これについてはかなり問題があったのではないかという点が指摘されていると思います。これに関しては、他社に先駆けて行ったということからして、その時点での判断として、著しく不当だったとはみなさなかった。としても、今の時点からみると、とても見本になるようなものではないということもコンセンサスになっていると思います。今後実施する会社が中部電力と同程度のことをやっていけば十分透明で公正であると言われるとは決して思わないようにしていただきたい。

東京電力が中部電力の後に行った、その経験を踏まえた後であるにもかかわらず、もし中部電力と同様のやり方のものが出てくれば、当然批判が出ることになると思います。今後やるものなら中部電力と同程度なら問題外です。その点についてはきちんと認識した上で、透明で適正な導入をお願いいたします。

次に、北海道電力をはじめとして、いくつかの電力会社では第三者の監視、関与があるとのこと。これは大変いいことだと思います。東京電力でもそういうやり方でやられている。この第三者とは具体的に誰かということが必要があれば公開できるようなものかどうかを確認させてください。どういうことかということ、形だけ第三者であるけれど、基本的に電力会社が言うてくるものに関して意味のある異議を唱えないでオーソライズだけしてくれるというようないい加減な人達ではなく、ちゃんとした人達を第三者として選んでいるということが、必要があれば調べられるものですよ、という意図です。プライバシーの関係で名前を出してはいけないという性質のものではないと思います。しかしもしそうである、プライバシーの問題があるので求められたとしても公開しかねるということなら、そのように今主張していただければよい。念のため確認させてください。

それから、もし後に中部電力のケースのように問題になったら、調達の仕方に疑義が生じたら、非常に不透明なことをしたかもしれないという疑義が出てきたら、この問題に対して、第三者の見解を聞きたいということが今後出てくると思います。もっとも、その前の段階で、疑義を生じさせるようなことがなければそのようなことはないのですが。第三者として関与する人はそれ位の覚悟をもってちゃんとやってほしい。極めて不透明なやり方がでてきて、私達が説明をいただきたいというようなことに関しては、第三者が「こういう判断で、一見不公正に見えるかもしれないけれども、こういう理由でちゃんと公正でした」ということをきちんと説明できる、その位の覚悟を持った人を第三者として選んでいただきたい。そのような場面で第三者の説明がいい加減で、更に疑義を深めるようになれば、その人が信頼を失うだけでなく、そのような人を選んだ側の信頼も失うこととなります。そのくらいの覚悟で選任して下さい。

最後に、この短い時間で、参考 1 で出てきた資料を精査するのは困難です。なおかつ、参考 1 の資料は料金審査の際に出てきた中部電力の資料に比べてもはるかに雑駁なもので

す。この委員会で、この資料を見て、今までのやり方で十分透明であるとオーソライズする、というつもりでこの資料が出てきたのではないことを確認させてください。もしお墨付きを与える意図があったとするなら、これだけの資料で問題ないと言ってしまふのはあまりにも無責任だと思います。実際北陸電力のように問題となりうる行為もあるわけですから。もしお墨付きを与えるつもりなら、もう少し詳しい資料で、きちんと審査することが必要だと思います。こういう取組みをしているという報告を受けた、という位置づけであると認識しています。それであれば、これ以上言うことはございません。その点確認させてください。以上です。

○片岡課長

最後の点はおっしゃる通りだと思います。この資料の11ページでも、このスマートメーター制度検討会でも、各社のシステム構築等が透明公正に進められなければならない、と、それから、最終的にはこれで電気料金の原価算入に関して不公正があったとしますと、ルールによって審査の場で判断していくということになり、おそらく、その際には第三者のあり方といったものも見るということだと思います。

○梅嶋座長代理

では続きまして、小林オブザーバー、よろしくお願いします。

○小林氏

東光東芝の小林でございます。ひとつお願いをしたいと思います。本日、スマートメーター導入に関しては、スケジュールをお示しいただきまして、委員会の中で、皆様のご尽力によりまして、やっと、スマートメーターの導入の運びになるわけで、日本がこれから大きく変わっていくのだろーと思っておりますけれども、我々メーカー、およびメーカー以外の、例えば工事、あるいはロジスティックを担っている運送を含めまして、やはり、これからは、効率的に、できるだけお金をかけない、コストダウンをしながら、遅滞なく、スマートメーターをつけていきたいと思っっている次第でございます。工事の業者の方、ロジの業者の方、あるいはメーカー全般に皆さんからご意見があるので、是非お願いをしたいことがあります。

それは、ある程度今言ったような、スムーズに、何も、あまり大きなトラブルなく、取り付けて、迎える運びにしたいと思っっていますけれども、それには、前もって、ある程度準備が必要です。それは、人の手当であったり、設備の導入であったり、そういう検討が必要だと思っっています。前回ちょっと意見を言わせていただきましたけれども、やはり、できる限り平準化を図って、うまくものが回るように考えていきたいと思っっています。

つきましては、今回のスケジュールが、いつからいつまでという線が引かれておりますけれども、もしできましたら、年度毎に、各電力会社さんが大体どういう計画で何個位おつけになるかという計画をお示しいただきたいと思っっています。我々は、その数字によって、できる限り効率を図った形の準備をさせていただきたいと思っっています。以上、お願いをしておきます。

○梅嶋座長代理

ありがとうございました。その他、発言あるでしょうか。土井さん、よろしくお願ひします。

○土井委員（関西電力株式会社）

今の小林オブザーバーから出ました意見は、当然だと思っております。我々の計画のベースでは、検定有効期間満了といいますか、10年に1度メーターを取り換えるということですが、検定切れにならないように、スムーズに行う必要があります。メーカー、ロジスティック、工事をやっていただく方に対して密接な連携が必要になると思っております。ただやはり、今の時点で各社がどれだけ成果があるものを出せるかというところ、RFPでどこのメーカーさんと契約するかにも関わっております。当然、各社もその重要性は十分認識しておりますので、実際これを動かしていくとなれば、関係者の密な連携が必要になってくると思っておりますので、こちらこそよろしくお願ひしたいと思っております。

各年度の調達数については、毎年、調達計画をプレスリリース等でも出しておりますので、参考にしていただきたいと思います。以上でございます。

○梅嶋座長代理

ありがとうございます。では、伊藤委員、よろしくお願ひします。

○伊藤委員

まずは、関西電力さん、とてもわかりやすい資料をお作りいただきまして、十分理解できました。どうもありがとうございました。

それから、スマートメーターおよびスマートメーターのネットワークの導入に関してでございますけれども、スマートメーターおよびスマートメーターを通じました情報通信ネットワークは明らかに公共性が極めて高いインフラストラクチャーでございますので、この導入に関しては競争競合というものは基本的には私は考慮する必要はないと考えておりますので、今回関西電力さんにプレゼンテーションしていただいたわけでございますけれども、実証試験の段階、あるいは導入の状況において、できるだけ、これらに関わる情報を、技術・ノウハウを含めて、提供し続けていただきたいと思います。できれば、業界の皆さんで、それらを共有して、スムーズに確実に、品質の高いネットワークの構築にあたっていただきたいと思いますということをぜひお願ひしたいというふうに思います。

それから、東光東芝の小林オブザーバーからのご説明を受けまして、実は私自身も工事会社さんにヒアリングさせていただいたのでございますが、今回の導入計画の早期化の流れの中で、単年あるいは複数年の施工の空白期間が生じることに、工事会社の皆さんはかなり不安を感じていらっしゃると思います。この点についても、何らかの配慮が必要なのではないかと思います。単年でございますと、やりくりでこなせる可能性がございますが、複数年ということになりますと、特に実際工事に携わっていらっしゃる技術者の方にとっては死活問題にあたるわけでございますので、この点についても何らかの配慮を検討する必要があるのではないかと思います。

それから、メーターに関しましては、通常、メーターの検定を行ったうち、2サイクルから3サイクル使うというのが一般的かと思います。今回、スマートメーターに一斉に切り替わることによりまして、23年度以降10年間程度の期間については、新規のメーター需要が基本的にほぼゼロになるという状況が生じます。この点について、東光東芝さん、あるいは専門メーカーさんにとってはこれまた死活問題といいまじょうか、極めて大きな問題になるかと思えます。もちろん、すばらしいメーターあるいはネットワークをお作りになりまして、これを海外に事業展開するという可能性も十分あるのかとは存じますが、この点について、メーターメーカーさんがどのようにお考えになっていらっしゃるのかについて、ご意見を聞かせていただければと思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○梅嶋座長代理

ありがとうございます。では、小林オブザーバー、よろしくお願いいたします。

○小林氏

今、日本がそういう形で設置の平準化をもし図れない場合に、海外展開をするかというご質問がございました。当然、我々メーカーとしても、海外ということは意識せざるをえなくて、色々考えなければいけないと思っておりますが、やはり、それぞれの国、あるいは日本もそうですけれども、仕様・環境の違い、あるいは規格・仕組みの違い等々がありまして、ひとつ日本の標準的なメーターを作ったら海外に全部展開できるというものではなくて、やはりその国の事情というものに合わせたメーターを作らなければいけないというところで、日本が今これだけがたがたして準備に大忙しな中で、それぞれの国に対して展開できるかという、なかなか難しいところがあるのですけれども、将来的にはやはりそういうことも考えていかなければならないという認識は、メーカーはみんな持っていると考えております。できるだけ、日本のこれから導入した中での経験を踏まえまして、世界にいいもので安いものが提供できれば、その方向で考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○梅嶋座長代理

ありがとうございます。新野オブザーバー、どうぞ。

○新野氏

GE 富士電機メーターの新野と申します。ほぼ今の小林オブザーバーのお話と同様ではございますが、私どもといたしましても、2サイクル目位を目途には、海外を視野に入れていきたいと思っておりますが、現状では国内での範囲に限定されております。ただ、2サイクル目、3サイクル目というふうなこともあろうかと思っておりますが、技術的にはメーターは電子部品ですので、20年、今のパソコンが持つかというところかなり厳しいところもありまして、それなりの故障による需要といったものも見込めるのではないかというふうには考えております。ただ、それが量的にどの程度あるかといったようなことは、今後の設置状況を見ながら、我々としても検討していきたいと思っております。

○梅嶋座長代理

ありがとうございます。では、辰巳委員、よろしくお願いします。

○辰巳委員

こだわりすぎてしまってすみません。ただ、やはり、各社のスマートメーター導入の計画について、今のお話のように、事業者同士では非常に重要な状況であるということはよくわかったのですけれども、その状況を消費者にちゃんと伝えるようにしていただきたいです。わが社は今こういう状況にあってこの位は普及できているけれども、何年後かに設置を待つ人もいますので、そういう意味で、きちんと消費者に普及の様子について情報を伝えていってほしいと思います。以上です。

○梅嶋座長代理

ありがとうございます。では、資料3の5ページに各社の導入計画のところで、今回計画の前倒しが発表されています。辰巳委員からの指摘にもございますけれども、情報の公開を求められていることもございますので、よろしければ北海道電力さんから順番に、5ページの導入計画の前倒しにつきまして、補足説明も含めて、発言をお願いできれば思っております。高橋オブザーバー、よろしくお願いします。

○高橋氏（北海道電力株式会社）

導入完了予定の1年前倒しについての説明ということでよろしいでしょうか。

私どもは、先程から話題が出ていますとおり、道内の施工能力はある程度パイが決まっております。急に人を集めて何かを行うわけにはなかなかいかないものですから、単年度毎の施工能力のアップの部分の部分を設けていくと、1年間で7%から10%位の余裕があるので、それを積み立てていって1年間で前倒しできたというような形で、何とか早く導入したいということと、道内の施工能力の範疇の中で頑張りたいということで、1年前倒しということにさせていただきました。

○梅嶋座長代理

ありがとうございました。続きまして、東北電力さん、よろしくお願いします。

○三浦氏（東北電力株式会社）

北海道電力さんと基本的に同じでございます。計器の取り換えを行っている工事会社さんというのは、どちらかというと専門的にやっていらっしゃるし、比較的高齢の労働力になっておまして、現状では非常に厳しい状況になっております。こういう状況を踏まえまして、1年の繰り上げが限度ということと、取り扱う工事会社さんの専門性とセキュリティの関係もございますので、それなりの教育をしなければおれないということであるとか、あるいは、メーターを取り換える際は、1次側は活線状況で取り換えますので、そういう意味でも教育が必要だというふうに考えてございます。

○高松氏（北陸電力株式会社）

北陸の高松です。基本的に北海道さん、東北さんと同じでございます。当社の場合も、メーターの取り換えはそれぞれ専門の業者さんをお願いをしているわけでございまして、

その専門業者さんの施工能力で少しがんばっていただいて、もともと10年だったものを1年なら前倒しできるものというふうに考えて、9年にさせていただいたということでございます。

○天野氏（中国電力株式会社）

中国電力でございます。当社の前倒し計画の策定にあたりましては、これまでの電力さんと同じように、施工能力と平準化ということを前提に、できるだけ最大限の前倒しということで提案をさせていただきました。計画の策定にあたっては28年の4月から、お客様に対してAルート・Bルートを開始していくということを最優先に考えているということ、それから、28年の4月からそういった機能がきちんと支障なく円滑に動作し、お客様に迷惑をおかけすることがないように、通信ネットワークの確認・検証を27年度までのところできちんとやっていきたいということで、スケジュールを策定させていただいております。以上でございます。

○梅嶋座長代理

田坂さん、よろしく申し上げます。

○田坂氏（四国電力株式会社）

四国電力でございます。基本的には、計器利用期間の満了に合わせて取り換えすることとしておりましたが、1年前倒しすることになりました。この1年分については、できるだけ均平化して、施工等に無理がないような形で計画していきたいと思っております。具体的には、繰上計画については、これから進めていきたいと思っておりますが、できるだけ均平化して前倒ししていきたいという考えでございます。

○梅嶋座長代理

九州電力の西村さん、よろしく申し上げます。

○西村氏（九州電力株式会社）

九州電力です。2年前倒しということなのですが、当初計画におきましては、最後の2年は離島山間部、ここは通信事業者さんのサービスエリアではないところが多くございまして、その通信方法をどうするかという課題もありましたので、最後2年でやるということにしておりましたが、今回RFPを実施することにしておりますので、通信方法につきましてはRFPの中で色々な方法を提案いただきまして、コストパフォーマンスを見ながら、離島山間部のやり方を考えていきたいということも含めて、2年前倒しをするようにしております。もちろん、全体的には費用対効果、ならびに先程から話題に出ております施工者の施工能力、そして、逆に前倒しした分は、反動減により後年度2年間の施工量が減ってまいりますので、その影響等を考慮しまして総合的に勘案して前倒しすることにしております。以上でございます。

○梅嶋座長代理

沖縄電力さん、よろしく申し上げます。

○喜舎場氏（沖縄電力株式会社）

沖縄電力でございます。当社は大幅に計画の前倒しをさせていただいておりますが、2020年代早期に導入完了という国の政策があることも踏まえまして、可能な限り前倒しできるようにということで検討して今回提示したスケジュールとなっております。検討に際しまして、他電力さんの状況等も参考にさせていただき、今回提出した計画は実施可能と考えております。以上でございます。

○梅嶋座長代理

ありがとうございます。では、関西電力さん、お願いします。

○土井委員（関西電力株式会社）

関西電力の土井でございます。先程もご説明しましたとおり、当社の計画でございますけれども、現時点で会社としてコミットできるスケジュールを提示させていただいたものでございます。ただ、ニーズがあるところにつきましては、適切に確実に対応するようにいたしたいと思っております。

当然、今回の計画でございますが、今後の技術開発や情勢変化を踏まえて、我々としても都度見直していきたいと考えております。更に前倒しが可能であれば、前倒しを行っていくということでございます。以上でございます。

○梅嶋座長代理

ありがとうございます。東京電力さん、中部電力さんにつきましては、前回のメーター制度検討会で前倒し計画を発表させていただいておりますけれども、コメントございましたらよろしくをお願いします。

○越谷氏（東京電力株式会社）

東京電力でございます。前回お話をさせていただいたとおり、7年計画で実施してまいりたいと思っております。既にお話していただいておりますが、工事会社さんの担い手の問題等については、色々と裾野を広げていくような検討や、あるいは終わった後の期間の対応についてもこれから工事会社さんとよくお話し合いの上で、計画を実現できるようにしたいと思います。以上でございます。

○梅嶋座長代理

では、中部電力さん、お願いします。

○藤田氏（中部電力株式会社）

中部電力の藤田でございます。前回の計画通り、27年の7月から計画的に取り換えをいたしまして、34年度末までに完了するように、先程も小林オブザーバーのお話もありましたように、工事量を均平化して、メーターメーカーさんあるいは工事者の皆様と連絡を密にとりながら、しっかりと進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○梅嶋座長代理

ありがとうございました。では、時間的な状況もございますので、論点二番目の「導入・活用促進のための環境整備」に関する議論に移りたいと思っております。ご意見のある方は、お手元のネームプレートを立てていただけないでしょうか。よろしくお願いたします。

しまうことを心配しています。そういった高圧以上の情報提供については、低圧がもし遅延するというのであれば、その影響を受けないということをこの場で確認させていただければと思います。

C ルートについて最後ですが、資料 3 の 22 ページ下方の「③一般送配電事業者から小売電気事業者等への情報の提供ルールの整理」とあります。ここで、インターフェース、通信プロトコル、データのフォーマットが、共通化・標準化がされるかどうかお伺いしたい、ということでございます。電力会社さん毎にバラバラな仕様で情報が来ますと、受け取って対応する新電力の方でそれを統一化する手間がかかったり、あるいはそれをシステムで対応しようとするシステム開発が必要になったりするというので、負担が生じかねませんので、そのようなことがないようにしていただきたいということでございます。

続きまして、B ルートの関係で、2 点程、意見を申し上げます。19 ページと 20 ページに書かれております、B ルートから提供される情報の取扱いに関する検討のところですが、B ルートに関しましては、ECHONET-Lite の規格について、課金やサービスの提供の観点からまだ若干の課題が残っていると思っております。

具体的に申しますと、例えば、お客様が家庭の中で HEMS の電源を誤って落としてしまい再起動した際に、もう一度 HEMS の方から情報を再取得しなければ課金情報が欠損してしまうという状況になってしまいます。ただ、ECHONET-Lite の規格はその再取得の機能が必須化されていないと認識しております。できましたら、エコーネットコンソーシアムの方で必須化することを検討いただく、あるいは、電力会社さんが RFP の中で再取得機能を必須化していただく、ということをお願いしたいと思っております。

最後に、高圧の B ルートの提供開始についてでございます。資料 3 の 21 ページおよび資料 7 に、高圧スマートメーター B ルートの標準化について書かれています。この資料によりますと、まだセキュリティ等の検討が必要であるため、実際の導入時期については不明確な状況になっていると思っております。資料 7 の 1 ページの「(参考) 規制改革実施計画」によると、実施時期については、「平成 25 年度検討・結論、結論を得次第措置」となっております。

この図の右側に、BEMS が需要家の中に設置されております。この BEMS は今、どんどん世の中に普及している状態になっております。こういった世の中の流れに対応するために、実施の早期化およびその時期の明確化をお願いしたいと思います。また、この検討会の中でも、しっかりとこれから討論を進めていくことをお願いしたいと思います。以上でございます。

○梅嶋座長代理

ありがとうございます。遠藤委員からご指摘いただきました特にスマートメーターから MDMS を経由しまして VPS を通して第三者に提供される時間に関しましては、前回の制度検討会においても議論された重要なテーマであると認識しております。つきましては、全電力会社さんにご回答していただく時間がございませんので、東京電力さんと関西電力

さんに代表してご回答いただければと思います。東京電力さん、メーターからデータを取りまして MDMS 経由で第三者に提供される情報の時間単位が、遠藤委員からは、高圧についての 30 分以内というところが一つの重要な経営戦略上の目安であるというご指摘がございましたが、あわせてご回答いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○越谷氏（東京電力株式会社）

東京電力でございます。現時点での低圧の計画では、メーターからのデータについては MDMS 経由でデータを取り出しますが、大量のデータですから、1 日 4 回程度という取り出しであり、このくらいの時間で、という確証的な時間は今はまだ分かりませんが、少なくとも 30 分値を、30 分単位で送るのは難しいというような認識で実際の検討を進めております。

○土井委員（関西電力株式会社）

関西電力の土井でございます。今、おっしゃった点につきましては、我々はこれから低圧のネットワークの中に、高圧のデータを巻き取ってまいります。低圧で 30 分値がどの位の時間単位で提供できるかについては、今、越谷さんがおっしゃったように、社内的には 30 分以内に送れると考えておりますけれども、A ルートについては、高圧においても、携帯や光など、色々な方式を使っております。そこで同時同量が必要な場合には、そういった方式を組み合わせながらということになるので、今、何分位という目標値をもって開発しようとしておりますけれども、実際の時間単位は、その色々な方式があるということ踏まえた結果になると考えております。以上でございます。

○片岡課長

今のお答えのように、時間単位について、おそらく、遠藤委員からの御指摘のとおり、新電力等では、まずデータの取得がマストであるとして、その上で、同期同量の関係で、技術的にどこまで対処できるのか、できない時に、それを代替するものをどうするのか、インターフェースなどの同期をとる仕組みをどのようにするかを検討するということになっておりますけれども、重要な論点であるということで、合わせて電力システム改革の中で、検討していきたいと思っております。

○梅嶋座長代理

B ルートについては、私から回答させていただきます。一つ目の ECONET Lite 規格にコマンドを追加するという点に関しましては、本日の議論の中の検討エリアにおいて非常に重要な議論でございますので、エコーネットコンソーシアムにしっかりと共有してまいりたいと思っております。

二つ目の高圧メーターの B ルートのスケジュールに関しましては、先般、資料にも書きました通り、スケジュールの前倒しが非常に重要なことだと認識しておりますので、スマートメータータスクフォースで検討しておりますけれども、議論の前倒しを早急に進めていくことを認識しております。

では、続きまして、服部委員、よろしくお願いいたします。

○服部委員

私のほうから資料3の17ページの①導入促進のための環境整備について二つコメントしたいと思います。一つ目は「(エ) スマートメーターの導入・活用に関する消費者への啓発活動」についてです。私が海外事例を調査していると、すでに導入し始めている国、あるいは導入した国において、特に重要視されているのは、消費者への啓発活動であり、あるいは消費者に納得してもらうための説明だと思えます。今回資料に記載されていること自体は良いことであると思うのですが、本当はもっと議論の材料を具体的に示した上でもっと早めに具体的な検討を進めるべきだったのではと思います。

先ほども申し上げたとおり、海外ではどのように説明したら効果的であったかという事例も集まりつつあり、まとまった資料が出来上がっているケースもあります。次の機会があれば、そういうこともしっかり調査した上でどのようなものが日本にとって役に立つのかということの検討は、早めに実施するべきであると思えます。

そして、設置を開始した後でやっておけば良かったと思うことがないようにすることがとても大事であると思っています。様々な状況を想定して、案を練っておくこと自体が重要だと思えます。そういう意味で、スピードアップが必要ではないかと思っています。

また、「導入を望まない需要家への対応については必要に応じて検討」とありますが、このような人が多いとすると、スマートメーターを一斉設置するメリットがだいぶ減ってしまうおそれがあることと、そのような人が出てきてから対応するのでは遅いということがあるため、予防的措置という意味で、少なくとも議論を行い、案は考えておく必要があるだろうと思っております。

スマートメーターを全戸に設置するという目標があるわけですから、資料では「経済産業省、電力会社及び関係事業者において」までしか書いていないのですが、ぜひ消費者の方も含めて、どのように説明したら納得感が得られるのかというアドバイスを頂きながら、進めていくべきと考えます。

二つ目はその下の「(オ) 電力会社（送配電事業者）以外の主体によるスマートメーターの設置に関する検討」についてです。第三者の設置の可能性を全く閉ざす必要はないと考えておりますが、日本ではこれからスマートメーターを基本的に全戸に設置していくという目標を立てて、かつ、今日前半に電力会社からお示しいただいたように、それを相応のスピード感を持って進めていくことを前提とした場合、資料では電力会社が設置するという記載がありますけれども、おそらく電力会社の送配電部門が設置するということが最も効率的であろうという理由があると思っています。そして、今後電力会社がスマートメーターの一斉設置を円滑に進めていくためには、なるべくリスクを減らす必要があるという意味でも、まずは、電力会社が設置するということをもう少し前面に押し出しても良いかと思っています。

もちろん規制の下で行った場合は、コスト削減のインセンティブが十分働かないとか、イノベーションが起きにくいといったデメリットもあろうかと思えますけれども、前者の

コスト削減のインセンティブについては競争入札の活用や競争入札が適切に運用されることで改善が見込まれると思われ、後者のイノベーションについても、例えば、政府が準備する実証事業の中で色々な人々に参加してもらい、新しいメーターを試すことによって、色々できるのではないかと思います。

また、スマートメーターの設置以外の部分については、例えば、データをどのように活用していくのかといったビジネスの分野においては、色々な人々に門戸が開かれていて、競争を通じて新しいサービスが生まれる余地があります。したがって、スマートメーターの設置とそのデータを活用してどのようにビジネスをするのかを明確に分けた上で、スマートメーターの設置は、あくまでも次世代のインフラと考えて、電力会社の送配電部門が責任を持って進めていくべきであると思っています。もっとも、電力システム改革の過程で、今後法的分離が行われる場合に議論の節目が訪れるかもしれませんが、日本では、スマートメーターの全戸設置を目標とし、かつスピーディーに推し進めていく目標があるため、電力会社の送配電部門が設置することが望ましいとしても良いのではないかと考えています。以上です。

○梅嶋座長代理

ありがとうございました。松村委員お願いいたします。

○松村委員

まず、ただいま話があった資料 3 の 17 ページの箇所です。(エ)に関しては服部委員のコメントについて異議は申し上げませんが、(オ)に関しては、異議があります。この段階で一体何を言っているのか、私にはまったく理解不能です。

いままでの前提は、配電事業者が原則としてスマートメーターの設置を担うという想定。つまり原則は、今の一般電気事業者がこれを行う。議論されているのは、原則一般電気事業者が設置すると言う前提の上で「消費者に選択を許すかどうか」という非常にマイルドな形で記述されています。基本的に一般電気事業者が、配電事業者が中心になって行くと、これ以上ない程ちゃんと強調されているし、現状でもそういう整理になっています。これ以上何を強調しようというのかまったくわからない。「消費者が望む時には、別のオプションがあり得るような制度にできるよう検討してください」とささやかに書いてあることに対して、何の異議があるのか、私にはさっぱり分かりません。

また、「独占事業社である配電事業者だけがメーターを設置する」という状況と「一般電気事業者のメーターではないものも入れようと思えば入れられる」という状況を比較して、後者の方が普及が遅くなるというのがどういうことなのか全く分かりません。今回出された前倒しされたスケジュールを見れば、一般電気事業者に任せてもかなりのスピードで進むだろうという安心感が出てきてはいるわけですが、しかし今回、色々な人がプレッシャーをかける前の段階では、とんでもなく遅いスケジュールを出した事業者も実際ありました。年に 1 回開催されるこの委員会がきちんと機能しなければ、どこまで遅くなるかわからない、という不安がある状況の中で、このようなオプションをちゃんと入れて、いつ

までたつてもまともなメーターを入れてくれないのであれば、別の事業者が参入する道を開くことが、なぜスマートメーターの普及を遅らせることになるのかが私にはまったく分かりません。

また、これから精査を行うということですが、私は服部委員の意見と逆に、精査を行った結果として、できるだけ早く方向性を出していただきたい。一定の要件を満たさないものは、参入できないという格好になるでしょうから、例えばセキュリティに不安があるならば、セキュリティに関してかなり高いハードルを課す案が出てきて、それが高すぎる・低すぎるという議論をすることは健全なことだと思いますが、そもそも道を開くということに関して、いつまでもモタモタしている必要はなく、一刻も早く要件を整理していただきたい。逆にセキュリティに関しては、一般電気事業者のメーターではセキュリティ面で不安だという消費者が、よりセキュリティの高い別会社のメーターを選ばない、という方が余程問題だと思います。

今後検討を行うわけですが、また1年後も、検討した結果として結局何もまとまらず、「継続審議になりました」となり、まったく進展していないならば、むしろ検討する人を全部入れ替えてでも、それこそ非常に積極的な村上委員に主導していただくWGを立ち上げてでも、スピードアップして検討を進めるべきだと思います。

それから次に、先程話題に出た情報提供のスピードということに関してです。同時同量に関して、少なくとも家庭用にスマートメーターが入った結果として、既に自由化され、今まで情報が迅速に出てきているものに関して、今までより遅くなるということはないのだと理解しています。遠藤委員からの質問があり、その点に関して必ずしも明確な回答がなかったということは、現在行っているものについては現状からの改悪はない、遅れがないと、当然のことだから敢えてくどくど言わなかったと理解しております。もし、違っていたら明確に反論してください。

家庭用のもの、これから導入するものに関しては、現在の高圧並みのスピードで行うことは極めて難しいと言っていたと思います。コスト等の観点から、スピードを速くすることは難しいということは当然ありうると思うので、今後コストと利益とのバランスを取りながら整理していただきたい。

電力システム改革に関しては、同時同量に関してはあまり役に立たない情報しか出てきそうにないということを前提として、インバランス料金の設計をきちんと考えることになると思います。この情報が極めて遅いということは、逆に言えば、インバランス料金の作り方を間違えた結果として生まれるであろう人為的な規模の経済性の問題が更に大きくなることを意味する。極めて大きな事業者の場合には、基本的には全体の需給と自社の需給とが大きく乖離していないため、この情報がタイムリーに来なくても相当程度正確な情報を手に入れられるけれども、小規模な事業者にとっては致命的な状況にもなりかねない。インバランス料金の設計について、ここの情報が同時同量に役立つような非常に高性能なものを使い高いコストをかけて作るということに必ずしもなっていないということを前提

として設計することが重要であると思います。以上です。

○梅嶋座長代理

ありがとうございます。続いて辰巳委員、よろしくお願いいたします。

○辰巳委員

ありがとうございます。環境整備のお話に関係すると思いますが、スマートメーターは、電力料金で電力会社がつけてくれるわけですけれども、それ以外の、例えば、**HEMS** とつなげて自分で使用した電気料金を確認してみようというような場合には、自分でコストを負担しなければなりません、という、その辺の線引き、つまり自己負担の範囲など消費者にとっては非常に分かりにくいと思います。さらに、インターネットを用いるので、通信料との関連性など、そのあたりの整理が資料の中の図を見てもなかなか分かりにくいです。

また、関心がある人が接続して投資をしようと思っても、投資をしたことによりどれだけのメリットが自分にあるのか、逆に個人情報といった視点でデメリットもあるのではないかという不安もあると思うので、消費者の側から分かるように整理の仕方を考えていただけると有難いと思いました。

もうひとつは、関西電力さんから資料 8 の③で御説明いただいた「メーターデータを活用した配電設備形成の合理化」を聞いて非常に意味のあることであると思いました。例えば電力会社さんによって違うと思いますが、私たちは関東の方では、自分が使える最高電力をアンペア単位で契約しています。そうであったとしても、自分たちの消費電力の最高値を自分で分かっていなくて過剰な契約をしているためにこのような設備も多くなっていたりと思うので、そういった視点でも電力量ではなくて電力が見えるようになればメリットがあると考えますし、その分電力会社さんの方も発電量を削減できるのではないかと思いますし、日本全体としても、省エネに配慮しなければいけないという点で意味があると思います。つまり、個人の消費者に対するメリットに対しても、日本全体としてのメリットに対しても、スマートメーターの普及は意味があると多くの方に教えていただければと思いました。以上です。

○梅嶋座長代理

ありがとうございます。それでは、竹川オブザーバー、よろしくお願いいたします。

○竹川氏

パナソニックの竹川です。**HEMS** を通じて取得した電力利用データを利活用した新ビジネスの創出の検討についてという資料がありますが、スマートメーターを導入して、家電各メーカーの **HEMS** 機器が各家庭で使われるためには、相互接続性に関して、経産省様をはじめとして、色々なご支援をいただく必要があります。今もご支援をいただいておりますけれども、今後とも更に継続してご支援をお願いしたいと思います。以上です。

○梅嶋座長代理

ありがとうございます。吉崎オブザーバー、よろしくお願いいたします。

○吉崎氏

資料 5 で、情報経済課の佐脇課長が説明されたものは、サービス市場を作り活性化するという意味で、大変良い試みであると思います。例えば、1万台以上の HEMS のクラウド情報基盤を推進するというところで、新しいサービスやソリューションを推進するのであれば、仮想基盤上のアプリケーション構築といったサービスも補助する点も是非ご検討いただければいいと思います。

○梅嶋座長代理

ありがとうございます。委員の皆様から多くの御意見および御質問をいただきました。全部にこの場で答えられるかどうかはわかりませんが、答えられる範囲というところで、まずは片岡課長、よろしく申し上げます。

○片岡課長

ここまで、大変、討論をしていただきましたけれども、特に資料 3 の 17 ページの (エ) と (オ) のところで。(エ) は消費者への啓発活動ということで、辰巳先生がおっしゃったような消費者の視点で、ということだと思いますけれども、ポジティブな面とネガティブな面との両方あわせてやっていきたいということで、これは今回の資料にはどこで何をするかということは整理しておりません。この場で整理するというお話だと思います。引き続きお願いしたいと思います。

(オ) につきましても同じでございます、その他の検討事項になるかと思っておりますけれども、このようなオプションがあると思っております。これについても、どこで何をするかということは整理しておりません。引き続き、メーター設置につきましては、しっかり対応していきたいと思っております。ルート全般につきましては、先程遠藤さんご質問いただきましてその回答の中でもお話ししましたが、前提条件といえますか、そうしたものを考えながら、整合を進めていくということだと思います。

○佐脇情報経済課長

貴重な御示唆をいただきまして、ありがとうございます。辰巳委員から御指摘のあった HEMS の自己負担、その他通信費用の負担の範囲などにつきましては、何分、これからどんどん色々な形でサービス提供が見込まれている状況だと思いますので、事前に政府が整理し決めていくのはなかなか難しいわけですが、他方、そういった様々な消費者の声をうまく汲みながら透明性の高いビジネスとして説明する努力は必要なのかなと、改めて勉強させていただいた次第でございます。

その他、HEMS 機器の接続の件、更にはこういうサービスを生み出すための政府の支援につきましては、あまり政府がしゃしゃり出るのもいかがかと思いつつ、厳格にやることを見極めつつ取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○梅嶋座長代理

その他の委員の皆様、よろしいでしょうか。辰巳委員、どうぞ。

○辰巳委員

どうでもいいことなのですが、先ほどのご説明の中で「エネマネ」という単語をお使い

になったのですが、一瞬エネマネとは何だろうと思いました。スマートメーターを「スマメ」と言ったり、話の中でいろいろと用語を省略してしまうのだと思いますが、あまり省略され過ぎると一瞬何のことか分からなくなってしまうことがあります。ご説明をよろしくお願いします。

○梅嶋座長代理

よろしいでしょうか。

では、今まで貴重な御意見をありがとうございました。いただいた御意見を踏まえまして今後、展開を事務局と一緒に検討してまいりたいと考えていきます。

今年度は、9月・11月そして今回の3回皆様にお集まりいただきまして、スマートメーターの導入・活用を促進していく上での課題と対応方法について活発な御議論をいただきました。今後、政府や電力会社、関係事業者の皆様が取り組んでいく上での方向性や留意事項など本日多くの有益な御指摘をいただけたと思っております。

本日急遽御欠席された座長の林先生より、今年度の取りまとめにあたってコメントを頂戴いたしましたので、私から代読させていただきます。

○林座長からのコメント

本日は、体調不良により急遽欠席させていただくことになり、申し訳ありません。

検討会資料は、事前に拝見させていただきました。今年度の検討会では、各社さんから、スマートメーターの導入に関する具体的な計画が表明されるとともに、本日の資料の中で、導入完了予定時期の前倒しを行うことが表明されました。本格導入に向けた取組をしっかりと進めていただきたいと思います。

また、導入や活用促進のための環境整備については、本日の資料にて、適切に分担がされていると考えております。それぞれの場において、引き続きご検討をお願いします。

来年度以降、スマートメーターの設置がいよいよ本格化していきます。日本のエネルギー・情報のインフラとなるスマートメーターの導入が円滑に進み、スマートな省エネや新しいサービスの創出につながっていくよう、関係の皆様でしっかりと協力しながら、今後の取組を進めて頂ければと思います。

○梅嶋座長代理

さて、来年度のスマートメーター制度検討会の開催については、平成23年2月の報告書において、1年に1回程度のフォローアップを行うこととされておりますが、こちらに関しましては、然るべきタイミングでの開催ということで林先生を中心に開催させていただきたいと思いますが、委員の皆様、それでよろしいでしょうか。

この検討会のフォローアップが、松村委員の御発言にもございましたけれども、非常に重要なかたちになるかと思っておりますので、委員の皆様におかれましては、御多忙のことと存じますが、ぜひまた御参加を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、今年度最後の会となりましたので、最後に電力・ガス事業部の高橋部長より、一言頂戴いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○高橋部長

電力・ガス事業部長の高橋でございます。委員の先生方、オブザーバーの皆様方におかれましては、本年度精力的に御議論を重ねていただき、誠にありがとうございました。

今、梅嶋先生からのお話がありましたけれども、今回は今年度最後の議論でございます。本日は電力各社さんより、スマートメーターの導入時期の前倒し等々、今後の取組みに向けて、また新たな計画を出していただきました。ありがとうございました。

今日の議論にもございましたとおり、スマートメーターは今後、実務的な課題がまだまだたくさんございますけれども、また、私どもは今、エネルギー基本計画の原案を御議論いただいている最中でございますけれども、その中で、「2020年代早期に、スマートメーターを全世帯・全事業所に導入する」との目標も掲げてございます。

全世帯ということになりますと、非常に多くの方が新しいスマートメーターを使って、省エネ、あるいは様々な賢い活用をしていただくということになりますし、また、サービスを提供する側におきましても、新規参入の方を含めて、様々な新しいサービスを需要家に提供するというためのインフラになります。

本日の議論にもございますけれども、まだまだ導入に向けて実務的な課題がたくさんございます。私どもといたしましては、引き続き、各電力会社さんのスマートメーターの導入計画のフォローアップとともに、円滑稼働に向けての環境整備について取り組んでまいりたいと考えてございます。委員の先生方・オブザーバーの皆様方にも、引き続き、貴重な御議論をいただきまして、フォローアップをさせていただければと思いますので、御協力をよろしくお願ひしたいと考えております。

本日は誠にありがとうございました。

○梅嶋座長代理

それでは、以上で第14回スマートメーター制度検討会を閉会させていただきます。

本日は、林座長からの急遽の代理である私の議事進行が至らないところがあり大変申し訳なく思っております。皆様、本日は誠にありがとうございました。以上で閉会させていただきます。

(了)